

大垣市議会 6月議会始まる 一般質問 6月9日 10時から 傍聴のお願い

6月議会は6月2日から16日の予定で開かれています。一般質問は6月9日、午前10時から開会。私・笹田トヨ子は 保育制度の問題と 介護保険制度の見直しについて質問します。質問の順番は7番目、9日の13時30分頃の予定です。以下は質問要旨です。皆様の傍聴をお願いします。 大垣市議会議員 笹田トヨ子

待機児童ゼロ さらなる保育制度の充実を

2015年4月より子ども・子育て支援新制度が始まります。政府の当初案は児童福祉法第24条(市町村の保育責任を定める条項)の全面削除されていましたが、国民の不安や反対運動のもと、修正で児童福祉法第24条1項を残すことができ、市町村の保育実施責任が位置づけられました。私は市町村の保育の実施責任を規定している児童福祉法第24条1項に規定されている現行の保育園を残していくべきと考えますが、市当局は来年の4月に向けてどう対応されるか明らかにしてください。

本市においても産休明け保育や育休明け保育など途中入所を希望する保護者の方は保育園探しに大変苦労されています。公式には「大垣市には待機児童問題はない」とされていますが、待機児童状態は存在すると思います。

新制度では、保育の入所申請を行う前に、市が保育の必要性・必要量の認定を行うこととなります。市が保育の必要としている人を全数把握することになり、待機児童として残っているかどうか把握する仕組みは作れると思います。24条1項の保育園を利用する子どももそれ以外の施設利用する子どもも同じように保育を受ける権利が保障され、市が保育の実施責任を負うために、待機児童の把握は必要です。

保育士の待遇改善で待機児童解消

待機児童状態になる多くの原因は、スペースの問題ではなく保育士不足のためです。安心して途中入所が可能となるよう、ゆとりをもった保育士確保が必要です。そのためには正規職員の保育士を増やすなど、待遇改善が必要と考えますがいかがですか。

新制度における保育料はどうなるのでしょうか。本市は、子育て日本一を掲げ、保育料は国の徴収基準額の35%を軽減してきました。今までと同じように保育料軽減を求めます。また、今まで実施されてきた市単独補助制度が後退されることのないよう求めます。

介護保険、予防給付の後退はNO

今国会に「医療・介護総合法案」が提出されています。この中の介護保険制度の見直しについて質問します。

1. 予防給付の見直しについて

現在の予防給付(要支援1・2)のうち、訪問介護、通所介護を市町村が実施する「新しい総合事業」に移管するとなっています。

この「新しい総合事業」は

人員や運営に係る基準は一律には定めず、事業の大枠をしぼるガイドラインを作る。ボランティア、NPOを活用するなど非専門職によるサービス提供を可能とする。

事業者を指定する場合、訪問型・通所型サービスについては、現在の訪問介護や通所介護の報酬以下の単価で設定。利用料の下限については、要介護者の負担を下回らない仕組みとする。利用者一人ひとりについて、予防給付と「新しい総合事業」の総額管理を実施する。

更に個々の利用者費用チェックだけでなく、市町村ごとに予防給付と「新しい総合事業」に係る自然増分(年5~6%)を後期高齢者数の伸び(3~4%)以下に抑えることで費用の効率化を図ることも盛り込まれているとのことです。

次の点が不安です。

- 1) 今までと同じ質量のサービスが受けられるのでしょうか。
- 2) 要支援者の訪問介護やデイサービスを実施してきた事業所は、今までと同じ要支援者の受け入れで事業として成り立つのでしょうか。
- 3) 利用料は今までどおりの負担ですむのでしょうか?
- 4) 以上のような見直しを実施されると要支援者の訪問介護・通所介護サービスが現在の内容・水準から大きく縮小・後退を余儀なくされるのではないのでしょうか。

2. 「特養の機能重点化」について

「改正」案では、「特養の入所対象は原則要介護3以上とする」となっています。

大垣市の特養入所者で要介護1・2の人数はどれだけですか。また特養待機者で要介護1・2の人数はどれだけか入所している人が追い出される事がないよう求めます。

「やむを得ない事情」がある場合、「特例的」に要介護1・2の入所を認めるとなっているが、どのような事情をさすのでしょうか。